

吸収分割公告

2026年2月13日

債権者 各位

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
富士通 Japan 株式会社
代表取締役社長 長堀 泉

当社（甲）は、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割により富士通株式会社（乙、住所：川崎市中原区上小田中四丁目1番1号）に対して、甲の民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関する権利義務を承継させることといたしました。

なお、甲は会社法第784条第1項、乙は同法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割について異議がございましたら、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) <https://global.fujitsu/ja-jp/subsidiaries/fjj/news/publicnotice>
- (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以上